

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル

第37号



NICHIZEI journal

新型コロナ 給付金で事業継続へ！ 求められる申請サポート

新型コロナウイルスの感染拡大にともない、政府は事業や雇用を維持するために新たな給付金制度を打ち出しているが、申請の要件や手続きが「分かりにくい」という声も聞かれる。資金不足で追い詰められる事業者を救うためにも、税理士など専門家によるバックアップが求められている。

「申請代行」の怪しい勧誘も

新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業や個人事業者を支援するため、国としても様々な施策を講じているが、中でも多くの事業者が利用しているのが「持続化給付金」だ。

持続化給付金は、営業自粛などにより大きな影響を受けた事業者に対し、法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に現金を給付するもの。申請内容に不備などがなければ、申請から2週間程度で指定した銀行口座に振り込まれるが、給付金の支給が遅れているケースもあり、国会で野党が追及する場面があった。

これに対して安倍首相は、「支給が遅れたのは怠慢ではなく、書類の中に問題があったのは事実だ」と反論。「1カ月間で150万件、2兆円を支払っている。相当丁寧にやっていて、残ったのは少し」と答弁した。実際、持続化給付金は6月22日までに約165万件の中小企業・個人事業者に支給され、その額は約2兆2千億円に及んでいる。それだけの申請が

あれば、書類の不備などを理由に給付金が支給されないケースも出てくるだろう。

経済産業省としても「申請サポート会場」を設置して対応しているが、給付金の申請については、税理士など専門家が事業者から相談を受けるケースも少なくない。特に、6月26日には持続化給付金の支援対象の拡大が発表され、①主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、②2020年1月～3月の間に創業した事業者も新たに対象に加わった。そして、②については、創業月から3月の月平均収入と比べ、対象月の収入が50%以上減少している事業者が対象となるが、各月の収入額は「税理士が確認した毎月の収入を証明する書類で確認する」としており、税理士に対する相談がさらに増えることが予想される。

持続化給付金については、代行の申請を謳った怪しい勧誘も報告されている。例えば、SNSを通じて「会社員でも申請すれ

ば持続化給付金をもらえる。申請手続きは代行する」と勧誘され、申請手続きの代行を依頼したところ、給付金が振り込まれ、申請代行手数料として数十万円請求された事案などがある。仮に、不正請求と判明すれば、依頼者も責任を問われる可能性があるだけに、こうしたトラブルを防ぐためにも、関与先企業への情報提供なども重要といえる。

コロナ関連の給付金としては、7月14日から申請の受付が始まった「家賃支援給付金」も大きな注目を集めている。売上の減少に直面する事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減するため、中小企業などの法人には最大600万円、フリーランスを含む個人事業主には最大300万円を一括支給するというものだ。

申請は、原則としてオンライン申請となっているが、インターネットを使うことのできない事業者も少なくない。そこで、経済産業省では特設の会場を設けて手

ダイジェスト

- 2 ふるさと納税訴訟
泉佐野市が逆転勝訴
- 3 東京高裁 納税者の請求棄却
評価通達6の適用を追認
- 4 2020年版中小企業白書
コロナによる企業への影響
- 5 オピニオン 関根稔氏
コロナ後の日本と税理士業
- 6 令和2年分の路線価
コロナの影響で補正も!?
- 8・9 中小M&Aガイドライン
税理士が支援した成約事例
- 11 仕入税額控除が制限される
居住用賃貸建物の範囲とは?

続きを支援するとしているが、日税連でもホームページ上で「税理士は、こうした事業者に対し、電子申請の入力支援や必要書類の確認などにつき、経営支援の一環としてサポートしていくことが求められています」などと会員に対して支援を呼びかけている。なお、サポートに当たって日税連では「申請は、本人申請によることとされ他者名義での申請は認められていません。しかしながら、オンライン入力の支援自体はこれに当たるものではありません」と示している。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化すれば、国の財政悪化は避けられない。現時点で受け付けている給付金ができるだけ多くの事業者に行き届くためにも、税理士など専門家のサポートが求められている。

全国税理士共栄会の『VIP大型総合保障制度』 様々なプランで、万一のときの安心を

全国税理士共栄会（秋場良司会長）の『VIP大型総合保障制度』は、中小企業や個人事業主が抱える問題を様々なプランで解決し、税理士先生とその家族および従業員、さらに関与先企業の経営者と家族および従業員の「暮らしと事業」の発展を応援しています。

プランのひとつ「経営者大型保険（集団扱定期保険）」は、掛捨ての割安な保険料で、入院や手術を含む総合的な保障をする保険です。経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります。

次に、「経営者保険総合プラ

ン」では、働きざかりの経営者等の生涯保障や役員・幹部社員の退職金準備等に活用できるよう、終身保険、養老保険など多彩な商品が用意されています。

このほか、ガンなどの生活習慣病保障に重点をおいた保険や高度先進医療保険、介護保険など様々なニーズに応える医療保険全般が揃った「経営者スーパープラン」、突然の病気やケガで就業できなくなったとき、その就業不能期間の収入を補償する「団体所得補償保険」、長期にわたる就業不能時の収入を補償する「団体長期障害所得補償保険」、入院1日目から補償、日帰り入院

も補償する「新・団体医療保険」により中小企業や個人事業主の方々を総合的にバックアップしています。

関与先を守りながら 事務所の収入源も増加

円滑な事業承継や相続税対策の実現をはじめ、退職金の準備や従業員の福祉制度の充実化など、関与先の様々な問題を「保険」で解決すると共に、税理士事務所の新しい収入源を確保できる制度があります。それは、全国税理士共栄会が推進している

「税理士VIP代理店制度」です。

税理士VIP代理店の主な仕事は、全国税理士共栄会の事業の二本柱である『VIP大型総合保障制度』と『全税共年金』の普及および契約の保全、生命保険設計書の作成および提案、加入申込書類の記入と手続などを行います。関与先に役立つ豊富な保険知識が習得できるほか、代理店業務は保険会社がアシストしますので安心です。これまで多くの税理士先生が代理店に登録し、関与先関係者のニーズを満たすと共に、事務所の収入源の増加に繋がっています。

最高裁

ふるさと納税訴訟 泉佐野市が逆転勝訴

裁判官「違法で無効だが、居心地の悪さを覚えた」

ふるさと納税制度から除外されたのは違法だとして、大阪・泉佐野市が国を訴えた裁判で、最高裁は6月30日、国側の勝訴とした大阪高裁の判決を破棄。宮崎裕子裁判長は、国の除外決定を「違法」として取り消し、泉佐野市の逆転勝訴が確定した。

ふるさと納税については、一部の自治体で高額・高級すぎるものが見られるなど、自治体間の競争が過熱していることを受け、総務省は各自治体に対して通知を发出し、返礼割合を3割以下とし、返戻品は原則地場産品とするように要請していた。

泉佐野市では、総務省からふるさと納税における返礼品の再三の是正要請を受けていたが、2018年度のふるさと納税においてもアマゾンギフト券を返戻品としたキャンペーンで注目され、受入額（寄付額）は497億5300万円と市町村別でダントツだった。

総務省は、ふるさと納税の新制

度開始前に大阪府泉佐野市の募集方法を問題視して除外することを決めたが、国の第三者機関である「国地方係争処理委員会」が、違法の可能性を指摘。総務省の対応が注目されたが、総務省は同委員会に対して泉佐野市を除外した決定を維持すると通知した。

これに泉佐野市は、改正規定の施行前の行いを理由に除外するのは違法だとして処分の取り消しを求める裁判を起こしたが、大阪高裁に退けられ、争いの舞台は最高裁へと移った。

最高裁は、「キャンペーンと称し、従来の返礼品に加えてアマゾンギフト券を交付するとして、返

礼品を強調した寄附金の募集をエスカレートさせたものであり、社会通念上節度を欠いていたと評価されてもやむを得ない」とした上で、「従前は返礼品の提供について特に定める法令上の規制が存在しなかった」、「改正規定の施行後においても同市が同様の態様により返礼品等の提供を継続するものとは推認することができない」などとして、「原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある」と判断。裁判官全員一致の意見で泉佐野市の逆転勝訴を言い渡した。

だが、裁判官の補足意見として、泉佐野市の勝訴に「居心地の悪さを覚えた」と指摘。その原因は、「総務大臣からの再三の技術的な助言に他の地方団体がおおむね従っている中で推し進めた結果、集中的に多額の寄付金を受領

していたことにある」とし、特に、改正法の成立後にも返礼割合を高めて募集を加速したことには「眉をひそめざるを得ない」という意見を示したが、結論として「法的には法廷意見のとおりと考えざるを得ない」とした。

最高裁の判決を受けて、総務省は7月3日、泉佐野市とともに和歌山県高野町、佐賀県みやき町をふるさと納税の対象となる団体として指定した。指定対象期間は、令和元年6月1日から令和2年9月30日まで。なお、同様に除外決定を受けていた静岡県小山町については、地場産品基準違反についても不指定の理由とされていたため、高市総務相は「小山町から返礼品を見直す旨の申し出があれば、指定する方向で対応する」としている。

行為計算
否認

東京高裁も納税者勝訴 借入に経済的合理性認める

国内で音楽事業を行うユニバーサルミュージック合同会社（ユニバーサル社）が、同族外国法人からの借入利息を損金の額に算入したことは法人税を「不当に減少させるものだ」として、税務当局から行為計算否認（法人税法132条1項）の適用を受けたことから裁判になっていた事例の二審の判決が、令和2年6月24日、東京高裁であった。

東京高裁は、一審に続き、英国を中心とするグループ法人の企業組織再編に組み込まれた問

題の借入が、「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」には当たらないと判断、ユニバーサル社に軍配を上げた。

税務当局サイドでは、「同族企業による複数の行為又は計算が積み重なることによって、税負担減少結果が生じている場合には、当該複数の行為又は計算を一体として「その行為又は計算」に該当する」と解せば、問題の借入利息の損金算入は否認対象の「行為計算」にあたると主

張していた。

しかし、東京高裁は、「問題の借入を除く一連の再編等の行為は法人税を減少させる結果となるとは認められない」としたうえで、870億円弱の無担保借入に関する事情を検討し、経営管理の合理化に向け関連会社整理のための株式買取だけに利用されるためだったことなどから、税負担減少以外に経済的利益があり、経済的合理性が認められるとした。

国側はこれを不服として上告受理申立てを行った。

令和元年度確定申告
スマホ申告
前年比4倍に

国税庁が発表した令和元年分の所得税等の確定申告状況によると、国税庁HPの確定申告書等作成コーナーを利用して、e-Taxで所得税等の申告書を提出した人は195万人となり、平成30年分から約1.5倍増加した。

自宅等からスマホを使って確定申告をした人は47万3千人で、平成30年分から約4倍に増加。平成30年分に確定申告会場でスマホ申告した人のうち、2人に1人が令和元年分の申告を自宅等からe-Taxで提出したことも分かった。

日税ジャーナル 今号の推薦図書はこちら！

その事業承継、法務面 or 税務面に偏っていませんか？

事例
解説

租税弁護士が教える 事業承継の法務と税務

相続・生前贈与・M&A・信託・社団・財団・国際

佐藤修二 監修 木村浩之・木村道哉 著 2020年4月刊 A5判 240頁 本体2,400円+税

法務と税務双方に精通した租税弁護士（タックス・ロイヤー）が、「法務と税務」混ぜ合わせの留意点を解説。基礎的・典型的な「親族内継承」「親族外継承」をはじめ、応用的な「社団法人・財団法人の活用」「信託の活用」「国際継承」等について、具体的事例を取り上げ、法務・税務双方の観点から解説。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3-16-6 www.kajo.co.jp
TEL: 03 (3953) 5642 FAX: 03 (3953) 2061 (営業部)

日本税協連のオンライン書籍販売から、**日本税協連**で検索！
組合員特別価格でご購入できます！ <http://www.nichizei.or.jp>

東京高裁 通達評価額と鑑定評価額に著しい乖離

評価通達6の適用を追認



被相続人が相続対策として買っていた賃貸不動産について、相続人が財産評価基本通達の定める相続税評価によって相続税の申告をしたところ、時価と著しく乖離しているとして税務署が財産評価通達6を適用し、更正処分等を行ったことで争いとなっていた裁判で、東京高裁は6月24日、評価通達6の適用について租税法律主義に反しているとはいえないと判断、一審に続き納税者の請求を棄却した。

1. どんな事案か

この事案は、借入金で賃貸不動産を買って、相続税負担をゼロにする節税を行い、評価通達6項により税務署から否認された典型的なケースだ。ちょうど、タワーマンションなどによる相続税節税ブームが到来する中で、忽然と浮上した事件だっただけに衆目を集めることとなった。

【事案の概要】

(1) 被相続人は、相続開始3年半前に都内のマンション（①不動産という。）を8億3700万円で購入、信託銀行から6億3000万円を借り入れていた。また、相続開始前2年半前に神奈川県のレストラン（②不動産という。）を5億5000万円で購入、信託銀行から3億7800万円、親族から4700万円借り入れていた。

(2) 被相続人は平成24年6月に亡くなり、相続が開始。相続人は平成25年3月、財産評価基本通達に従って①不動産を約2億円、②不動産を約1億4000万円と評価し、相続税の申告を行った。

(3) 所轄税務署は平成28年4月、①②不動産の価額は評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められるとして、①不動産につき収益還元法による収益価額を標準に求めた鑑定評価額7億5400万円、②不動産につき収益還元法による収益価額を標準に求めた鑑定評価額5億1900万円として相続税の更正処分等をした。その後、相続人は審査請求を経て更正処分の取り消しを求めて出訴した。

【争点】

(1) 相続開始時における①②不動産の時価（評価通達の定める評価方法によらない評価が許されるための特別の事情の内容及び本件各不動産におけるその有無。争点①。）

(2) 評価通達の定める国税庁長官の指示に関する手続上の違法の有無（争点②）

(3) 更正処分等の理由の提示に関する違法の有無（争点③）

このうち、財産評価通達6の適用を巡る争点①については、税理士などの専門家からも注目される事態となっていた。

2. 東京地裁判決

一審判決（東京地裁・令和元年8月29日）では、争点①について次のような判断を示している。

(1) 相続税法22条は、相続等により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価による旨を定めているところ、ここにいう時価とは、当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。

(2) 課税実務においては、評価通達において財産の価額の評価に関する一般的な基準を定めて、画一的な評価方法によって相続等により取得した財産の価額を評価することとされている。適正な時価を算定する方法として合理的なものであると認められる限り、相続税法22条の規定の許容するところであると解される。

(3) しかし、評価通達の定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することができないなど、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くことによって、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかである特別の事情（評価通達6参照）がある場合には、他の合理的な方法によって評価することが許されるものと解すべき。

(4) 特別の事情があるかどうかの検討では、①②通達評価額は、それぞれ本件各鑑定評価額の約4分の1（①不動産につき約26.53%、②不動産につき約25.75%）の額にとどまっていると指摘。不動産鑑定士が不動産鑑定評価基準に基づき算定する不動産の正常価格は、基本的に、当該不動産の客観的な交換価値（相続税法22条に規定する時価）を示すものと考えられる

ことなどから、①②不動産の通達評価額が相続開始時における①②不動産の客観的な交換価値を示していることについては、相応の疑義があるといわざるを得ない。①②不動産の相続税法22条に規定する時価は、鑑定評価額であると認められる。

3. 東京高裁判決

東京高裁も一審判決を支持するとともに、相続人や税務当局の新たな主張に対して概ね次のように判断した。

ア、控訴人ら（納税者）は財産を評価通達の定めによらずに評価する要件である「特別の事情」については処分行政庁のみならず納税者にとっても、その要件に該当する評価根拠事実が特定できる程度の一般化した判断基準が示されていなければ時価評価の予測可能性と法的安定性を害し租税法律主義に反すると主張する。

しかし、相続によって取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価によるということは相続税法22条によって定められており、評価通達でも1(2)において財産の価額は時価によるものとし、時価とは課税時期においてそれぞれの財産の現況に応じて不特定多数の当事者間において自由な取引が行われた場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は評価通達によって評価した価額によるとしたうえで、評価通達6において、評価通達によって評価することが著しく不適当と認められる財産については、評価通達によって評価されない場合があることを定めていることからすると、相続により取得した財産について本判決において付加訂正の上で引用する原判決で説示するような場合に評価通達の定

める評価方法以外の評価方法によって評価した価額を当該財産の時価とすることについて、それがどのような場合であるかについて通達等によってあらかじめ示されていなかったからといって租税法律主義に違反するものとは解されない。

イ、控訴人らは、時価評価に全く影響のない相続開始前後の事情や租税回避又は租税負担の減少の意図などは、財産を評価通達の定めによらずに評価する要件である「特別の事情」にあたらず、租税回避否認のための特段の規定がない以上、評価通達6を租税回避措置の否認のために用いることは、租税法律主義に反するなど主張する。

しかし、本件における被控訴人（国）の主張や本件各通知書の記載によれば、あくまで、本件通達評価額と本件鑑定評価額との間の著しい乖離から本件各不動産を評価通達の定めにより評価することが著しく不適当であるなどとして、本件各不動産を評価通達の定めによって評価しないものとしたのであって、税負担の軽減をもたらす行為を阻止するために評価通達6を適用したものとは認められない。

当局では相続税節税ブームを受けて、①財産評価基本通達に定められた評価方法を形式的に適用することの合理性が欠如していること、②同通達に定められた評価方法のほかに、他の合理的な評価方法が存在すること、③同通達に定められた評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しい乖離が存在すること、④上記③の著しい乖離が生じたことにつき納税者側の行為が介在していることの4つのチェックにより同通達6の適用を推進している模様で、行き過ぎた節税には注意が必要といえそうだ。

2020年版中小企業白書 宿泊業・飲食業は切迫した状況

新型コロナによる 企業への影響

2020年版の中小企業白書では、4月1日時点での情報を基に、新型コロナウイルス感染症による影響や中小企業・小規模事業者の取組みがまとめられている。企業に与える影響は大きく、特に宿泊業や飲食サービス業は半年で手元資金が枯渇する恐れがあるなど、切迫している状況が明らかになった。

宿泊業・飲食サービス業は 今後半年間で資金繰り難が深刻化

白書によると、全国1050カ所に設置している「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」には、3月末までに約30万件の相談が寄せられており、ほぼすべてが資金繰りに関する内容だ。相談者を業種別に見ると飲食業が28.5%と最も多く、製造業21.5%、卸売業17.9%と続いている。

新型コロナウイルス感染拡大による操業停止や休業によって売上が計上できない場合、給与などの固定費は現預金などの手元資産から拠出せざるを得ない。そこで、法人企業統計調査（2018年）の結果をもとに、給与や賃料などの固定費と流動性の高い手元資産の比率を推計し、業種ごとに固定費が何カ月分拠出できるかを試算したところ、全産業（金融保険業を除く、資本金の規模は問わない）の平均は22カ月。業種別に見ると、製造業、卸売業、小売業は12カ月を超えているが、宿泊業は6.6カ月、飲食サービス業は5.4カ月だった。資本金1千万円未満の宿泊業は2.9カ月と非常に厳しい状況となっており、白書では、「宿泊業・飲食サービス業では、今後半年間で資金繰り難が深刻化する可能性」があると指摘している。

新型コロナで冷え込む 訪日観光客のインバウンド消費

感染症の影響により、インバウンドをはじめとする国内消費が大幅に減少している。（独）国際観光振興機構の訪日外客統計から訪日外客数について国・地域別に見ると、2020年2月の訪日外客数（推計値）は108.5万人で、前年同月に比べて58.3%減少していることが分かる。国・地域別に見ると、中国で89.7%減、韓国で79.9%減となっており、両国の減少幅は非常に大きい。この影響は宿泊施設にも及んでおり、旅館やリゾートホテル、ビジネスホテルなどいずれの宿泊施設においても前年、前々年の同月と比べて客室稼働率が低い水準になっている。



外食産業も深刻なダメージ

コロナの影響は外食産業にも及んでいる。外食産業における2月後半の売り上げを見ると、2月後半から大幅な落ち込みが始まり、2月末には極めて深刻な状況となり、3月に入ると居酒屋やレストランなどで売上が5割以上落ち込むチェーンもあり、休業・営業時間短縮を余儀なくされている店舗が急増。地域的には、特に北海道が厳しく、全店舗の3分の2が休業に追い込まれるなど、札幌市内では売上が7割減少というチェーンも出ている。

中国人観光客のインバウンド需要がなくなったことで、外食店舗はさらなる打撃を受け、3～4月の歓送迎会シーズンもキャンセルが相次ぎ、予約が入らない状況となった。

企業の今後の懸念は「感染拡大」

白書では、東京商工リサーチの「第2回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」を取り上げ、3月時点における中小企業の新型コロナの影響（複数回答）を見ると、「マスクや消毒薬など衛生用品が確保できない」が51.1%と最も多く、「売上（来店者）が減少」49.7%、「イベント・展示会の中止」49.0%、「商談の延期・中止」41.2%、「現地サプライヤーからの仕入が困難に」25.4%と続いている。

3月末時点における今後の懸念（複数回答）を見てみると、「感染拡大」と回答した企業が74.3%と最も多く、感染拡大を抑えることが企業にとって重要であることが分かる。次いで、「中国の消費減速、経済の低迷」36.7%、「東京オリンピック・パラリンピックの中止」36.4%となっている。

コロナの影響を小さくする 事業継続計画とテレワーク

新型コロナの影響を可能な限り小さくするためには、事前の備えが重要だ。そこで、白書では、中小企業における「事業継続計画（BCP）」の策定状況や、感染症対策として注目を集めた「テレワーク」の導入状況を取り上げている。

企業別にBCPの策定状況を見てみると、「策定している」「現在、策定中」と回答した大企業は38%だったが、中小企業は19%と大企業の半分にとどまった。特に、中小企業の約半数は「策定していない」と回答しており、策定しない理由としては、「策定に必要なスキル・ノウハウがない」（43.9%）、「策定する人材を確保できない」（33.7%）、「書類作りで終わっ



てしまい、実践的に使える計画にすることが難しい」（27.3%）などが目立つ。

一方、テレワークについては、これまで中小企業の導入率は低く、総務省の調査によると、その理由として「テレワークに適した仕事がないから」「業務の進捗が難しいから」「情報漏えいが心配だから」「導入するメリットがよく分からないから」などが多い。

東京商工リサーチのコロナアンケートを見ると、新型コロナの感染拡大を防ぐために、テレワーク（在宅勤務・リモートワーク）を導入した中小企業は14.2%にとどまった。ただ、テレワーク導入後にその効果を感じている企業も多く、白書では「今回の感染症の流行を機に、生産性向上と事業継続力の強化の両方の観点から、BCPの策定やテレワークの導入を検討していくことも重要」と指摘している。



特に、感染症の流行は、従業員の雇用環境や生活面にも影響を与える。白書では、感染リスクに注意を払いながらも、従業員の生活を守るため、テレワークなどの感染症対策を速やかに実施した企業のほか、学校の臨時休業に合わせて社内に子供たちを受け入れ、従業員の生活を守った企業の事例を取り上げ、「従業員の健康と生活を守るために、中小企業自身ができる取組を考えることが重要である」と述べている。

コロナ禍でも価値創造に挑む

最後に、白書では新型コロナの影響が広がる中でも、新たな「価値創造」に取り組む企業を紹介している。例えば、「新製品開発」では、空中で指や手を動かすだけでパソコン、スマホ、各種装置などを操作できる技術を開発し、特許を申請中の会社がある。触れずにエレベーターのボタンやドアノブを操作するなどといった幅広い展開が考えられる。

また、「販路開拓」では、オープンファクトリーを毎月開催して工場見学を行っていたが、最近人気ユーチューバーと組んで工場見学のユーチューブ動画を投稿するなど、新型コロナウイルスにも対応できている会社が紹介されている。

コロナ後に出現する令和の大不況と コロナから学ぶ税理士業の位置付け

関根 稔 税理士・公認会計士・弁護士

1 コロナが終わる

新型コロナが日本経済に与える影響は太平洋戦争より小さいとしても、バブル崩壊よりは大きいと考えた方がよさそうです。バブル崩壊は資産家や金融機関などピラミッドの上位層を襲いました。コロナはピラミッドの下位層を襲うことになります。つまり、税理士の顧客層です。

東京23区の土地を売ればアメリカ全土が買える。それが平成2年のバブル崩壊で終わりました。インバウンド需要やオリンピックによる建築ブームで日本が観光都市になったと浮かれていましたが、そのブームが令和2年のコロナで終わります。そして自粛生活をしていた3ヶ月間の経済停滞のツケと、3密防止の制限された経済活動、多数の倒産企業の出現による不良債権、コロナ対策の為に支払われた多額の助成金の財政負担が現実化するの、これからの経済です。

ワクチンの開発がなくてもコロナは終わります。感染症は人類が誕生した700万年前から存在します。私が知るわずかな期間でも3度もコロナウイルスが登場しましたが、その内の2度はワクチンの開発を待たずに終結しています。新型コロナが夏になると共に終わるのなら嬉しいですが、第2波、第3波が発生しても3年で終わるはずですが、しかし、経済に与える影響は大きくなります。

2 これからの経済

多額のバラマキ行政によってインフレが生じる。そのような主張は間違いです。インフレは金利と地価の上昇として出現しますが、カネ余りの日本では金利の上昇は想定されません。そして、いま地価が上昇すると考える人はいません。おそらく、地価は最低でも20%、あるいは30%は下落するはずですが、

そもそも地価は昨年10月頃に天井を打っていました。我が家の近場にある下落合という住宅地では、10年ほど前に売地の看板が登場し、それが5年、6年と放置されていました。その「売れない土地」がこの3年間で全て売れてしまいました。しかし、昨年、また「売地」の看板が出現しました。ここ3年ほどのミニバブルは終わっていたのです。そしてコロナ不況が始まります。

地価には下方硬直性がある、値上がりは急激ですが、値下がりには時間を要します。売ることがない人達が所有し、買う必要のある人達、つまり、デベロッパーが暴走するのが土地市場ですから、地価の下落に時間を要するとしても、今後2年、3年と地価の下落が続くはずですが、コロナは終わっても、イン

バウンド需要、円安需要、そしてオリンピック需要は戻ってきません。

今年の路線価はコロナ不況を織り込むのか。どの程度の地価下落になるか意見が異なる状況では、役所が地価下落を路線価に折り込むことは難しいはずですが（この原稿が印刷されるころには路線価が発表されている）。昨年と、今年に相続が開始した人達は物納を考えた方が良くかもしれません。

3 これからの税理士業

景気変動とは距離があるのが税理士業です。世の中がバブルで踊れば不動産業者、それに弁護士業は実入りが良くなります。変額保険で荒稼ぎをしていた税理士を除き、バブルで儲けた税理士は少ないと思います。しかし、逆に、地価が下落し、不況の時代になっても税理士業に与える影響は少ないはずですが、

コロナ不況で倒産する人達と、廃業を早めてしまう人達が多くなると思いますが、それでも100社の税理士の顧問先の内の10社です。さらには長寿化の時代で、高齢者の寿命が延び続けましたが、寿命にも限度があって、押さえられていた死亡率が上昇し、これからは相続事案が増えます。その意味でも税理士業の未来は暗くはないはずですが、

多くの事業者が不安を感じている時代に、自分自身については不安を感じないでいられる数少ない職業が税理士です。いや、だからといって、これからの時代に対して何も考えなくて良いはずはありません。

4 社会は、どのように変わるのか

コロナを切っ掛けにした働き方改革が進んでいます。テレワーク型の働き方ですが、これが定着するのか、あるいは元に戻ってしまうのか。業種によって異なるのは当然としても、社会の流れとして、どちらの世界になるのでしょうか。

テレワーク型の働き方は元には戻らないと発言する経営者が多いのですが、最近の経営者の発言には違和感がてんこ盛りです。決意声明のような発言が目立ち、今までの働

き方が間違っていたと言わんばかりです。

いま、3密を防止する為にはテレワーク型の働き方を採用せざるを得ません。その事象に意味を持たせたい人間心理ではないのか。「売上が90%減では企業は成り立ちません」「コロナが終わったら働き方は元に戻します」「テレワークで判明した不要人材はリストラします」と語ったら負け組の経営者になってしまいます。

そもそも人間は集まることで生存し、集団化することで文明を築いてきました。芸術も、思想も、技術も集まることで作られてきました。いま、集まるのが禁止されていますが、それが不自然であることは人間の存在自体が証明しています。人間は群れなければ生きていけないのです。いまから人間を孤独に生存できる存在に入れ換えることは不可能です。経営者の決意表明を真面目に聞いていると時代の流れを読み間違えてしまいます。

5 未来の歴史を語る

今年の12月までの歴史、来年の12月までの歴史、3年後の12月までの歴史。日本の歴史がどのように変わっていくのか。今、見えている歴史は次の具合です。

インバウンド需要は3年間は回復しません。オリンピックと円安政策を原動力にした多様な開発需要がゼロになり、地価が下落し、売れないマンションと売地の看板が増え続けます。JAL、ANA、旅行業者が業務を縮小し、ホテルが閉鎖され、都市の百貨店が廃業します。飲食店が閉店し、その跡地はいつになっても埋まりません。

多くの国民の所得が500万円から100万円は減少しますが、最低生活者の100万円の減収の影響は大きいと思います。高齢な事業経営者は廃業年齢を10年だけ早めてしまいます。失業者が増え、外国人労働者に入れ替わる予定だった単純労働者の地位に日本人が就くことになります。

そこで何を語る事ができるか。そのためにはコロナの本質を理解し、その影響を把握することが必要です。それが事業経営者と資産家に対するアドバイザーとしての税理士の立ち位置です。いや、それにまして自分自身に対してコロナ後の生活をアドバイスしなければなりません。

関根 稔 税理士・公認会計士・弁護士

昭和45年、公認会計士二次試験合格。同年、税理士試験合格。昭和47年、東京経済大学卒業。同年、司法試験合格。昭和49年、公認会計士三次試験合格。昭和50年、司法研修所を経て弁護士登録。平成2年、東京弁護士会税務特別委員会委員長。平成4年、日弁連弁護士税制委員会委員長、平成16～25年、青山学院大学大学院講師。平成19～21年、税務大学校講師。主な著書は、「税理士のための百箇条 一実務と判断の指針一」（財経詳報社 平成25年5月刊）、「続・税理士のための百箇条 一実務と判断の指針一」（財経詳報社 平成26年10月刊）、「続々・税理士のための百箇条 一実務と判断の指針一」（財経詳報社 平成31年2月刊）。平成11年1月5日にtaxMLというメーリングリストを開始し、その後20年間、1日に30件から150件のメールをやり取りし、税法と税法関連業務の情報を交換している。

令和2年分路線価

全国平均5年連続で上昇

コロナの影響
どうなる？

国税庁は7月1日、相続税や贈与税の算定基準となる令和2年分の路線価を発表した。

全国平均は前年比1.6%上回り、上昇率は前年の1.3%よりも大きくなっており、5年連続の上昇となった。

令和2年分路線価 標準宅地の対前年変動率の平均値(▲はマイナス)					
	2年分	元年分		2年分	元年分
北海道	3.7%	2.3%	滋賀県	▲0.1%	▲0.2%
青森県	▲0.3%	▲0.4%	京都府	3.1%	3.1%
岩手県	▲0.3%	▲0.5%	大阪府	2.5%	1.9%
宮城県	4.8%	4.4%	兵庫県	▲0.1%	0.0%
秋田県	▲1.1%	▲1.2%	奈良県	▲0.3%	▲0.3%
山形県	0.1%	▲0.3%	和歌山県	▲1.1%	▲1.3%
福島県	0.7%	1.2%	鳥取県	▲0.3%	▲0.4%
新潟県	▲0.5%	▲0.8%	島根県	▲0.5%	▲0.8%
長野県	▲0.1%	▲0.3%	岡山県	0.7%	0.2%
茨城県	▲0.2%	▲0.4%	広島県	2.6%	2.0%
栃木県	▲0.3%	▲0.4%	山口県	0.2%	▲0.1%
群馬県	▲0.4%	▲0.4%	徳島県	▲0.3%	▲0.4%
埼玉県	1.2%	1.0%	香川県	▲0.3%	▲0.3%
千葉県	1.2%	1.0%	愛媛県	▲0.9%	▲1.2%
東京都	5.0%	4.9%	高知県	▲0.5%	▲0.5%
神奈川県	1.1%	0.9%	福岡県	4.8%	3.6%
山梨県	▲0.5%	▲1.1%	佐賀県	1.2%	0.7%
富山県	▲0.3%	▲0.2%	長崎県	0.9%	0.7%
石川県	1.6%	0.7%	熊本県	1.4%	1.2%
福井県	▲1.1%	▲1.4%	大分県	0.6%	0.6%
岐阜県	▲0.6%	▲0.7%	宮崎県	▲0.1%	▲0.1%
静岡県	▲0.4%	▲0.6%	鹿児島県	▲0.2%	▲0.3%
愛知県	1.9%	2.2%	沖縄県	10.5%	8.3%
三重県	▲0.8%	▲1.1%	全国平均	1.6%	1.3%

最高路線価が前年より上昇した都道府県所在都市は38都市。前年より5都市増加した。

上昇率トップは那覇市40.8%。次いで、大阪市35.0%、横浜市34.5%、奈良市21.2%、京都市18.1%となっている。横ばいは前年より5都市減って8都市、下落したのは水戸市だけでマイナス2.2%だった。

全国で最も路線価が高かったのは、東京・銀座の鳩居堂前（東京都中央区銀座5丁目）で、1平方メートル当たり4592万円。昭和61年分以降、35年連続で全国トップとなっており、バブル期（平成4年）に記録した最高額3650万円を4年連続で更新している。

都道府県別に平均路線価を見ると、前年より上昇したのは21都道府県で、上昇率は沖縄が最も高く10.5%。続いて、東京が5.0%、宮城と福岡が4.8%、北海道3.7%、京都3.1%。26県は下落したものの、そのうち19県は前年よりも下げ幅が小さくなっている（表参照）。

ただ、公表された路線価は今年1月1日時点のもので、新型コロナウイルスの影響は反映されていない。路線価は地価公示価格等を基にした価格（時価）の80%程度を目途に評価しているが、路線価が時価を上回った場合には、従来から、納税者が不動産鑑定士による鑑定評価額などに基づき個別に評価することを認めている。



また、国税庁では、「国土交通省が発表する都道府県地価調査（7月1日時点の地価を例年9月頃に公開）の状況などにより、広範な地域で大幅な地価下落が確認された場合などには、納税者の申告の便宜を図る方法を幅広く検討する」としている。

土地を売却して相続税の納税資金を確保する資産家も多いが、地価の下落により見込んでいた売却額を下回るようなことがあれば、新たな納税対策を検討する必要があるだけに、今後の地価への影響が気になるところだ。そこで新型コロナによる不動産市況への影響について住宅・不動産の専門紙「住宅新報」の編集長に話を聞いた（下段に続く）。

住宅・不動産専門紙「住宅新報」編集長に聞く
新型コロナによる不動産市況への影響

——新型コロナウイルスの影響により、不動産業界の現場ではどのようなことが起きているでしょうか。

緊急事態宣言の発令により営業、外出自粛の要請を受けて、真っ先に問題として浮かびあがったのが賃借料の滞納問題でした。個人、法人を問わず収入減少に直面したり、あるいはその不安にさらされ、賃料支払いが滞るリスクが顕在化したことが大きな社会問題になりました。

当初は、賃料が支払えなくなる借主が増えるという借主目線の側面が強かったのですが、貸主である賃貸事業者も多くは賃貸物件取得のために借入れをし、安定経営に必要なランニングコストをかけています。業界団体の要望活動もあり、貸す側の賃料収入減少リスクにも目が向けられるようになりました。その結果として、事業系に限定されたものの政府の賃料支援策につながりました。

一般の賃貸住宅の賃貸借においても、やはり賃貸管理者やオーナーに滞納や延滞に関する相談が多く寄せられました。コロナ収束はしばらく先になることが予想されるため、当面はこうした居住系の滞納リスクはくすぶり続

けるとみられます。

——リーマンショックの時にも市況が冷え込みましたが、新型コロナによる影響との違いをどう見ていますか。

すでに多くの専門家からも発言されていますが、リーマンショックは金融市場の急激な悪化が根本原因で、主に金融市場を中心にした市況の冷え込みでした。それに対して、コロナは経済活動や消費者の日常生活の全般において大きな停滞をもたらし、社会、経済全体において市況を冷え込ませているという影響の規模に大きな違いがあると思います。

現在の不動産取引価格の算定にあたっては、賃貸収入をベースとする収益還元法が主流です。滞納問題をはじめとして賃料動向の先行き不安がある程度緩和されるまでには一定の時間がかかることを考えると、その間は不動産取引にも一定のブレーキがかかるのはやむを得ません。ただ、住宅や不動産は生活やビジネスの基盤であり、その需給に対するコロナの影響は限定的だと見えています。

——訪日外国人旅行者が減少していますが、商業地への影響は大きいと思いますか。

近年の景気がインバウンド需要にも支えられてきたことを思うと、観光分野は危機的な状況といえます。このほど発表された路線価は1月1日時点の価額であり、コロナの影響は織り込まれていませんが、2月以降、インバウンド観光分野を中心に不動産などの需要が停滞しており、国税庁では全国の広範な地域で大幅な地価下落が確認された場合に備えて、補正による対応を検討するとしています。都道府県地価調査と地価公示を比べて概ね20%を超えるような大幅な地価下落が見られた場合は、一定の範囲ごとに路線価に補正をかけることが想定されているようです。

すでに足元の市場では取引停滞が一部で顕在化し、地価の下落や上昇鈍化の地点も出始めています。国土交通省が4半期ごとに調査している「地価ルックレポート」では23四半期ぶりに下落ポイントが発生しました。地方都市の岐阜、高松、横浜、福岡で下落地点が出たほか、これまで高い上昇率が続いていた沖縄、札幌が横ばいに転じています。

地価は実体経済の動きに対して遅行性があると言われていますが、今回のような急激な地価への影響はかつてない現象だと思えますので注意が必要だと思えます。

——今後の不動産の市況についてお考えを聞かせてください。

ここ2、3年は不動産市場がミニバブルだったと業界関係者が指摘しているように、市場が過熱状態にあったのは事実です。ただ、過去の不動産相場を振り返ると、上昇と下落をある程度の期間をもったサイクルで繰り返しながら推移しています。コロナ以前から不動産価格の高騰は明らかでなかったとしても、近いうちに不動産価格は調整局面に入るという観測もささやかれていました。その調整局面入りが、コロナで前倒しされたと捉えています。あえてコロナの影響と結びつける必要はないと思いますが、コロナ収束が見通せる時期が価格調整の転換点なのか、それ以上に長期化する可能性があるのか、今後の推移を見守りたいと思います。

協力：『住宅新報』編集長
市川 佳之 氏



『継ぎたくない不動産』とは？

相続人たちが頭を抱える

被相続人の借金のほかにも相続したくない財産がある。例えば、相続登記をせずに長期間放置している土地や、新型コロナウイルスの影響などで収益悪化が懸念される賃貸住宅など、相続人にとって「継ぎたくない不動産」もそのひとつだ。令和時代における不動産の相続問題とリスクを整理してみた。



1. 継ぎたくない不動産の問題点

相続人にとって「継ぎたくない不動産」とは、(1)管理や保有するだけでコストや税金がかかる、(2)管理コストをかけなければ、後々多大な改修または撤去などの費用が発生する、(3)地震などにより倒壊にともなう人身への損害リスクがある、(4)賃貸住宅が空き家の場合、相続税の財産評価上で不利が生じる——などが考えられる。

保有コストの問題でネックとなっているのが、固定資産税・都市計画税だ。自分にとって必要のない不動産でも、保有していれば固定資産税や都市計画税の負担を強いられる。保有期間が長くなれば、当然、その負担も重くなるだけに、将来的なキャッシュの流失を防ぐためにも、売却がそれほど難しくなければ、早めに見切りをつけて処分することも有効な手段といえる。

一方、過去の相続で遺産分割が済んでおらず、長期間に渡って相続登記がされなかった結果、不動産の所有者が分からない

くなってしまうケースもある。そうした「所有者不明土地」の問題が全国に広がっているが、その解決策として固定資産の「現に所有者」の申告制度が設けられた。これは、相続登記未済の不動産について「現に所有者」に住所氏名などの申告を求め、不申告の際には過料が科される制度。市町村などは条例により「現に所有者」に対し、固定資産の「現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる」としている（改正地法384条の3）。

2. 固定資産税で『争族問題』の再燃も

相続により共有となった不動産の税金は、本来、連帯して共有者となった相続人全員が負担すべきものになっており（地方税法10条の2）、連帯納税義務者の1人に対し、または同時にもしくは順次にすべての連帯納税義務者に対し、その税金の支払いを請求することができる（地方税法10条により民法432条の準用）。

つまり、実務では「現に所有者」を誰か一人特定できれば、その人に納税通知書を送付することになっているわけだ。この「現に所有者」の特定は、市町村の裁量で行われており、必ずしも共有者全員に平等に行われるわけではない。そして、原則として、督促状の送付から少なくとも10日を経過した日までに納付がなければ、財産の差押えが行われる。差押えは固定資産税の対象の不動産とは限らず、財産搜索が行われ、預貯金なども

差し押さえられて強制的に税金を徴収される。

資産家にとっては、「お荷物」となっている共有不動産の固定資産税の負担が火種となり、新たな争族問題を引き起こすことにもなりかねない。実際、祖父母時代の相続未登記土地をめぐる固定資産税の滞納問題が発生し、相続したつもりもない親族に課税・徴収が及んだものの、ほかの親族には納税が及ばなかったことでトラブルになった事例も出ている（防府市裁決平成29年10月4日）。

3. 賃貸住宅の相続問題

新型コロナウイルスの影響などで、空き家の増加や家賃回収ができない賃貸住宅なども不動産保有者の頭痛のタネになりつつある。家賃が減っても管理コストが減ることはない。固定資産税など税金のコストもかかってくる。改修費用は築年数が経過すればするほど増加する。そのまま放置すれば、設備などは劣化するばかりで、費用回収の道はさらに遠くなる。

また、相続を間近に控えた賃貸住宅については相続税の問題も出てくる。賃貸住宅は、敷地部分が貸家建付地、建物部分が貸家として、次のとおり相続税の評価が行われる。

貸家の相続税評価額＝固定資産税評価額×（（1－借家権割合30%）×賃貸割合）
 貸家建付地の相続税評価額＝自用地の評価額×（1－（借地権割合30%×借家権割合））×賃貸割合

ただし、賃貸の集合住宅に空室がある場合には、全体に占める空室の床面積の割合に相当する分については減額しない。これが「賃貸割合」である。したがって、財産評価の時点となる相続の開始時点で空室がある場合には、原則として、賃貸割合の計算上、賃貸されていないものとしてカウントされることになる。

もっとも、相続開始時点において空室でも、「空室の期間が課税時期の前後の例えば1カ月程度であるなど、一時的な期間であること」（国税庁タックスアンサー）は空き家扱いとはならない。空室かどうかは、相続前後の事情等により総合的に判断される。

入居者を呼び寄せるために家賃の引下げなども考えられるが、長期的な収益悪化につながる恐れもある。空室が目立つようになってきたら、今後も賃貸住宅の経営を続けた場合、予測どおりの収益があげられるかどうか、慎重に見極める必要があるだろう。とくに借入をしている場合には、家賃収入の道が閉ざされることは死活問題になるだけに、景気の動向などを踏まえて的確な判断をしたいところだ。

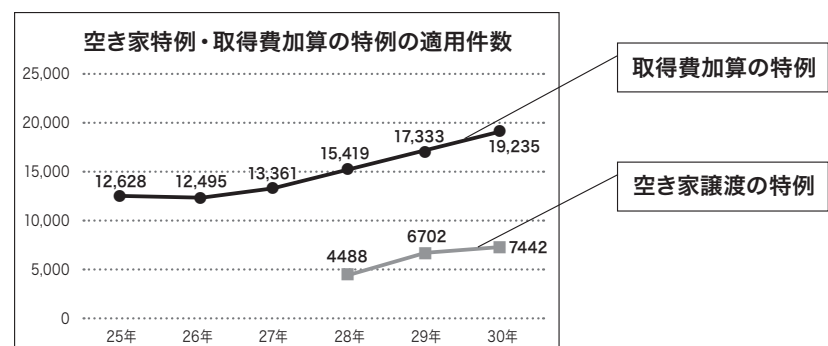
4. 相続にともなう不動産のお荷物化

相続にともなう空き家も「お荷物」になることが多い。代表的なのが、親の住んでいた実家が空き家となり、ほかに利用する目途も立たず、時間の経過とともに劣化していくケース。劣化がひどくなって近隣に迷惑がかかれば、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき特定空家と認定され、管轄の市町村から所有者等に対して修繕などの必要な措置を講ずるよう「勧告」を受けることにもなりかねない。そうなると住宅用地の課税標準の特例の適用がなくなるので、所有者にとっては痛いところだ。

対策として人に貸すことも考えられるが、そのためには残存動産の整理にかかるコスト、改修の要否、マーケット動向の確認、賃貸管理リスクなどを検討する必要がある。もちろん、ほかの相続人との分割後の調整に配慮するほか、貸付後の売却時の価格下落リスク、税務面のリスクにも気をつけなければならない。

相続した実家を処分する場合には、譲渡所得課税において特例が設けられている。一人住まいの親が亡くなって空き家になった実家を相続人が売の場合に適用できる優遇税制「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」である。こうした特例を利用して不動産を現金化し、次の運用や新たなライフスタイルを模索するのも良いだろう。

ここ数年、空き家特例・取得費加算の特例を利用して相続不動産を売るケースが急増している（グラフ参照）。不動産を保有していると、先々の費用負担のほか、煩わしい作業など必要となるため、早めに現金化してサッパリする人が増えているようだ。



税理士に求められる支援内容とは？

『中小M&Aガイドライン』を

徹底検証

経済産業省は中小企業のM&Aを促進させるため、2015年3月に策定した「事業引継ぎガイドライン」を全面改訂し、今年3月に「中小M&Aガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、18パターンの中小M&Aの事例を紹介。また、税理士など専門家に求められるM&Aの支援内容などが提示されている。

「中小M&Aガイドライン」では、中小企業がM&Aを躊躇する主な3つの要因として、①M&Aに関する知見がなく、進め方が分からない、②M&A業務の手数料等の目安が見極めにくい、③M&A支援に対する不信感——を挙げている。これら3つの要因を解消するためガイドラインでは、M&Aの基本的な事項や手数料の金額イメージを示すとともに、M&A業者に対して適切なM&Aのための行動指針をまとめている。

まず、①については、中小企業にとってM&Aがより身近なものであることを理解してもらうため、18パターンの豊富な中小M&Aの事例を紹介。単なる成功事例だけでなく、債務超過の企業や廃業を予定していた企業がM&Aを成立させた事例のほか、M&Aの着手が遅れたことで資金繰りが尽きてしまい、中小M&Aが不成立に終わって廃業した事例なども取り上げられている（**税理士が相談を受けた事例を9面に掲載**）。

①では、事例のほかにM&Aを進める上での重要ポイントが示されている。例えば、経営者の決断が遅れるほど中小M&Aの選択肢が狭まる傾向にある、秘密保持を守らなかったことでM&Aが頓挫するケースがある、単独で検討して判断を誤らないようにまずは支援機関に相談する、などを挙げている。

次に、②では、仲介手数料の基本体系として着手金、月額報酬、中間金、成功報酬の考え方について整理するとともに、具体的な事例を用いて手数料の金額イメージを示すことで、マッチング支援業務の内容と手数料が見合っているのか、客観的に判断する基準が提示されている。

なお、成功報酬を算定する際にはレーマン方式によるものが多いという。レーマン方式とは、「基準となる価額」に応じて変動する各階層の「乗じる割合」を、各階層の「基準となる価額」に該当する各部分にそれぞれ乗じた金額を合算して、報酬を算定する手法のこと（**表参照**）。

基準となる価額(円)	乗じる割合(%)
5億円以下の部分	5
5億円超10億円以下の部分	4
10億円超50億円以下の部分	3
5億円超100億円以下の部分	2
100億円超の部分	1

そのほか、②では仲介者などを選定する際の注意事項、契約締結時のセカンド・オピニオンの重要性など中小M&Aの実践的な進め方が示されている。

最後に、③では、中小M&Aの支援機関の基本姿勢として、事業者の利益の最大化と支援機関同士の連携の重要性について解説してい

るほか、士業専門家などに求められる支援内容や留意点などを取り上げている。

税理士に求められる支援内容では、まず、M&Aが中小企業の経営者にも広く認知され、税理士が顧問先等から相談されるケースも増えていると分析。そして、税理士は中小企業の経営者にとって身近な相談相手であり、顧問として中小企業の実態を把握し、中小企業の税務・会計に関する支援に限らず、経営支援や金融支援といった多面的な支援を行うことができる立場にあることから、中小M&Aにおいても積極的に支援することが期待されるとしている。ただ、中小M&Aに関連する業務が通常の顧問業務の範囲外となる場合に



税理士は多面的な支援が行える立場 中小M&Aにも積極的な支援を期待

は、事前に顧問先にその旨を説明し、業務内容や報酬などについて了承を得ることも必要だと指摘している。

具体的な支援内容としては、適正な税務申告書等の作成等として、「助言義務」、「コーポレート・ガバナンスの構築支援」、「株式・事業用資産などの整理・集約の支援」が挙げられている。助言義務では、中小M&Aを進める中で対象企業の粉飾決算が明らかとなり、中小M&Aが困難となる場合があるとし、税理士は、顧問業務の中で期末在庫の操作や売上の水増しなど、顧問先の不正会計等を確認した場合には、適切な助言や指導をして、顧問先が法令の不知や税務行政に関する誤解などによって生じる損害を被ることのないようにすべき注意義務（善管注意義務）がある。この点、税理士法41条の3において助言義務が明記されているが、税理士が助言したにもかかわらず、委嘱者が助言に従わなかった場合は、助言義務違反には当たらないが、そのままその委嘱者について税理士業務を継続して行う場合には、不真正税務書類作成禁止違反等に該当することになるおそれがあるため留意する必要があるとしている。

株式・事業用資産などの整理・集約の支援では、中小M&Aにおいては、名義株や所在不明株主の存在、役員社宅や役員貸付金、役員保険といった同族関係者と会社との取引、事業用資産の所有関係等、未計上の退職給付債務や未払残業代等の簿外債務が問題となるケースが多く、顧問先にこのような問題がある場合には、予め弁護士などと連携して整理をしておくことが望ましいと述べている。

また、中小M&Aは、一般的に株式譲渡または事業譲渡で行われるケースが多く、通常、

代表者交代が行われるタイミングであることから、代表者への役員退職慰労金の支払いと組み合わせて行うこともある。いずれの場合も各々にメリット・デメリットがあり、税理士が顧問先からM&Aについて相談を受けた場合には、これらメリット・デメリットを総合的に勘案し、適切な助言やスキームの提案などが期待されるとした。

そのほか、バリュエーション（企業価値評価・事業価値評価）の方法は、中小M&Aの場合、時価総資産法で算定されるケースが多い。「相統税財産評価に関する基本通達（財産評価基本通達）」による取引相場のない株式の評価（純資産価額方式）は、時価純資産法に類似しており、税理士の業務知識でも対応可能であると考えられるため、税理士は顧問先から譲渡対価の価額の妥当性について相談を受けた場合には、適切な助言等をすることが期待される。しかし、企業価値評価・事業価値評価について様々な方法があり、判断が困難な場合も想定されることから、その場合にはM&Aの専門家などと連携する必要があると指摘している。

また、一概に債務超過だからといって廃業しか選択肢がないとは限らず、簿価純資産上は債務超過でも時価総資産（修正簿価純資産）上は資産超過となる場合もある。そこで、顧問税理士が、債務超過の顧問先から廃業等の相談を受けた場合には、中小M&Aの可能性についても検討することを求めている。

最後に、中小M&Aに関わる業務は専門性を有し、多岐にわたるため、税理士は顧問先の中小M&A案件について一人で抱え込まず、必要に応じてほかの専門機関と連携するなど、顧問先に親身に寄り添う姿勢が期待されると結んでいる。

中小M&Aガイドラインで紹介

税理士が相談を受けた中小M&Aの事例

1 譲り渡し側の条件の明確化が中小M&Aの成立に寄与した事例



事例の概要

譲り渡し側:A社
業種 : メッキ加工業
売上高: 2億円
従業員: 10名 業歴: 45年

譲り受け側:B社
業種 : 溶接加工業
売上高: 10億円

【意思決定に至るまでの経緯】

A社は、代表者である隅田紀子(仮)が80歳間近となる中、熟練の職人を抱えていたものの、親族・従業員に承継意思のある後継者が不在のため、中小M&Aを検討し始め、顧問税理士に相談した。

【成立に至った経緯】

A社は顧問税理士に勧められM&Aプラットフォームを活用した。複数件の譲り受け側候補のうちの一社が、他地域で溶接加工会社を営むB社であった。B社は、A社の熟練の職人の技術力を評価し、自動車用金属部品の加工の点で自

社事業との相乗効果(シナジー)があると考え、事業譲渡契約締結に至った。A社および隅田は従業員の雇用継続を第一条件として伝え、譲渡額は譲歩した。

【成立に至った後の経緯】

B社はA社および隅田との約束通り、A社従業員の雇用をすべて引き継いだ。それと並行してB社は全従業員へのヒアリングを行い、中小M&Aを機に人事制度改革・働き方改革等を進め、待遇の改善が実現した。譲り渡し側の条件の明確化が中小M&Aの成立に寄与した。

2 廃業を予定していたものの中小M&Aが成立した事例



事例の概要

譲り渡し側:A社
業種 : 製造業・小売業
売上高: 8億円
従業員: 30名 業歴: 30年

譲り受け側:B社
業種 : 製造業
売上高: 10億円

【意思決定に至るまでの経緯】

A社は、製造業・小売業の2つの事業を営んでいた。小売業は黒字で採算がとれている一方、製造業は常に大幅な赤字で不採算であった。しかし、製造業のみに利用している工場の閉鎖には、数千万円単位の廃業費用が見込まれており、A社の代表者である伊藤博(仮)は、製造業の部門の閉鎖を決断できずにいた。そのような状況で、伊藤は70歳となり、後継者候補もないことから、顧問税理士に中小M&Aの相談をしたところ、その関与先であるB社を紹介された。

【成立に至った経緯】

B社は、A社の小売業部門の独自性・流通網に大きな魅力を感じる一方、製造業部門は不採算部門として認識し、小売業部門のみの譲り受けを希望した。そのため、A社は、B社に対し、小売業部門のみを一部事業譲渡した。

【成立に至った後の経緯】

A社は、B社から受け取った事業譲渡対価から、製造業部門の廃業費用を捻出することができたため、伊藤はA社を解散・清算して無事に閉じることができた。

3 経営状況が良好でない中小企業が中小M&Aを成立させた事例



事例の概要

譲り渡し側:A社
業種 : ホテル事業
売上高: 10億円
従業員: 20名 業歴: 45年

譲り受け側:B社
業種 : ホテル事業
売上高: 50億円

【意思決定に至るまでの経緯】

A社代表者である斉藤勇(仮)は、裸一貫でホテル事業を立ち上げ、丁寧かつ時流をとらえたサービスが評判を呼び、業界でも有名な経営者となった。しかし、近年は競合他社が増えたこともあり、客足が徐々に遠のき始め、最近3期は経常損失を計上していた。また、後継者候補であった一人息子は病気で亡くなっていた。

75歳となった斉藤は、まだ自分の体が動くうちに中小M&Aにより事業を残したいと考え、顧問税理士に相談した。

【成立に至った経緯】

顧問税理士から紹介されたM&A専門業者が業界内に太いパイプを有していたため、約2か月でB社とのマッチングが成立した。B社は、A社の知名度だけでなく、丁寧なサービス、教育体制と人材の質を評価した。斉藤も「自分の会社を評価してもらえた」と喜んだ。斉藤は、A社の全株式をB社に譲渡し、A社から引退した。

【成立に至った後の経緯】

斉藤は、株式の対価である譲渡代金と退職慰労金を受け取り、老後資金として十分な額を確保することができた。引退後は、悠々自適な日々を過ごしている。

4 小規模企業・個人事業主において中小M&Aが成立した事例



事例の概要

譲り渡し側:A社
業種 : 教育業
売上高: 5000万円
従業員: 5名 業歴: 25年

譲り受け側:三宅一郎(仮)
業種 : 創業希望者

【意思決定に至るまでの経緯】

地域の小・中・高校生が通う個別指導学習塾を運営していた小山克彦(仮)は年齢や持病等により、自身で塾を継続していくことに限界を感じ、廃業を検討。しかし、塾の生徒や保護者から塾の存続を望む声が多く、廃業以外の道を顧問税理士に相談したところM&Aの可能性を示唆された。

【成立に至った経緯】

顧問税理士から紹介されたM&A専門業者とはコスト面で折り合いがつかず、低コストで承継者を探せるM&Aプラットフォームを利用。複数の候補者の中で塾

講師の経験があり、学習塾経営の創業希望者であった30代男性会社員の三宅と出会い、基本合意に至った。小山は、三宅の人柄や能力があれば、塾の子供達を安心して任せることができると考え、事業譲渡実行に至った。

【成立に至った後の経緯】

M&Aプラットフォームを利用したことにより、低コストで中小M&Aが実現した。小山は現在、塾経営の経験がない三宅をサポートし、子供達の成長を見守りながら、地域のボランティアに参加するなど充実したセカンドライフを送っている。

税理士先生のコンサルティングをご支援する

日税経営情報センター

株価算定、事業承継、M&A、組織再編etc 関与先様の経営課題を解決!

“ 関与先様へのコンサルティング業務においてこうしたお悩みやニーズはございませんか？

- 関与先の株価算定を手伝ってほしい
- 効果的な事業承継対策を知りたい
- 社長の後継者不在の悩みを解決したい
- 組織再編の適格要件の判断が難しい



まずは**無料相談**にてご相談内容を詳しくお伺いさせていただきます。その後、税理士先生や関与先様と今後の進め方などを話し合いながら最後まで責任をもってお手伝いいたします！
些細なことでもお気軽にお問い合わせください!

(株)日税ビジネスサービス

お問い合わせ (株)日税経営情報センター TEL:03-3345-0600

✉ consulting@nbs-nk.com 【営業時間】9:00~17:30 ※土日祝を除く

“ **日税経営情報センターにぜひ、ご相談ください!**

非上場株式の株価算定はおまかせください

「日税株価算定支援サービス」

スキームの提案から実行まで幅広くご支援

「日税事業承継支援サービス」

最終契約まで一貫してサポートいたします

「日税M&A総合支援サービス」

関与先様の組織再編や事業再編をお手伝い

「日税組織再編支援サービス」

”

コンサルティング支援サービスの詳細につきましては(株)日税経営情報センターのホームページをご覧ください!

<https://nbs-nk.com/>



熊王税理士の
ワンポイント講座

消費税の落とし穴はココだ!!

居住用賃貸建物に対する
仕入税額控除の制限

Q 令和2年度の消費税改正において、居住用賃貸建物の仕入税額控除が制限されたとのことですが、この居住用賃貸建物の範囲について具体的に説明してください。

A 居住用マンションなどの取得費は、非課税となる住宅家賃に対応するため、本来仕入税額控除の対象とすることはできないのですが、作画的に金の売買を継続して行うなどの手法により課税売上げを発生させ、物件取得時の消費税の還付を受けるとともに、課税売上割合の変動による税額調整の規定を回避しようとする事例が散見されました。そこで、建物の用途の実態に応じて計算するよう、「居住用賃貸建物」について、仕入税額控除制度を見直すこととしたものです。

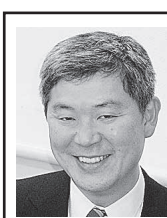
「居住用賃貸建物」とは、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その付属設備を

含む）以外の建物で、高額特定資産または調整対象自己建設高額資産に該当するものをいいます。よって、建物の構造や設備の状況・その他の状況により住宅の貸付用でないことが客観的に明らかでない限りは「居住用賃貸建物」に該当し、仕入税額控除は認められません（改消法30⑩）。

具体的には、下表のうち、○印のある物件が「居住用賃貸建物」に該当することになります（消基通11-7-1）。

用途	構造・目的	判定
事業用	店舗などの事業用施設	×
販売用	居住用として賃貸している現住建造物	○
	1階を事業用・2階を居住用として賃貸している現住建造物	○
	事業用として賃貸している現住建造物	×
	棚卸資産 (所有期間中に住宅として賃貸しないことが明らかなもの)	×
賃貸用	すべてが居住用の賃貸物件	○
	1階が事業用で2階が居住用の賃貸物件	○
	すべてが事業用の賃貸物件(貸店舗・貸事務所・ホテルなど)	×
	用途未定の賃貸物件	○

なお、居住用賃貸建物を、建物の構造や設備の状況・その他の状況により、商業用（賃貸）部分と居住用賃貸部分とに合理的に区分しているときは、居住用賃貸部分についてのみ、仕入税額控除が制限されることになります（改消令50の2①）。具体的には、建物の一部が店舗用の構造等となっている居住用賃貸建物などについて、使用面積割合や使用面積に対する建設原価の割合など、その建物の実態に応じた



くまおう まさひで
熊王 征秀
税理士

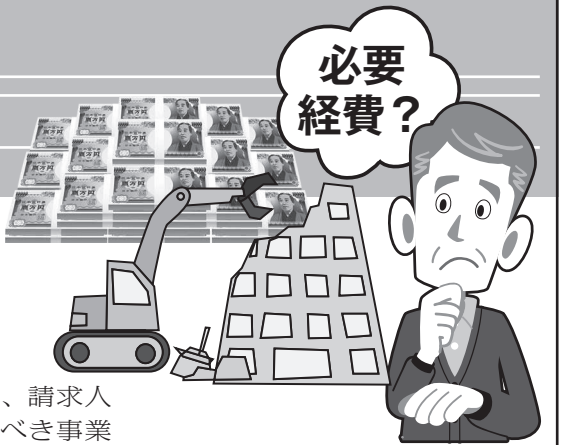
昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会調査研究部委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。

合理的な基準により区分することになります（消基通11-7-3）。

また、居住用賃貸建物の仕入日の属する課税期間の翌々課税期間までの間（調整期間）に、居住用賃貸建物の全部又は一部を課税賃貸用に供した場合又は譲渡した場合には、それまでの賃貸料収入と売却価額を基礎として計算した額を、その翌々課税期間又は譲渡日の属する課税期間の仕入控除税額に加算調整することができます（改消法35の2）。

税務スクランブル ～審判所の視点～

不動産所得に必要な経費か？
請求人が費用を出して土地の賃借人所有の建物を収去



不動産貸付業を営む個人事業者（子と母）の請求人らは、月額378,500円で土地をAに賃貸し、Aはその土地上に各建物を所有し、一部を5名の賃借人にそれぞれ賃貸していた。

平成24年10月にAが死亡し、法定相続人の全員が相続放棄したことで、請求人（子）は平成25年8月、家庭裁判所に亡Aの相続財産について相続財産管理人の選任審判を申し立て、N弁護士が選任された。

請求人らは、相続財産管理人に亡Aの未払賃料4,163,500円（11カ月分）を支払うよう催告するとともに、期限内に支払いがない場合は、土地賃貸借契約を解除する旨の意思表示を行ったが、未払賃料を支払わなかったため契約は終了した。

請求人（母）は、平成26年9月、相続財産法人に対し、各建物を収去して土地を明け渡すことや平成24年11月から土地を明け渡すまでの賃料等を支払うことを求めるとともに、

各建物の賃借人らにそれぞれの占有部分を退去するよう提訴した。裁判所は申立てを認め、土地にある各建物を債務者（相続財産法人）の費用で収去することができる旨の授權決定をした。

平成28年3月、請求人らが費用を負担して各建物を取り壊し、土地の明け渡しの各執行が完了。すでに請求人らは平成28年1月31日にT社との間で駐車場用地として賃貸借契約を締結しており、同年3月29日から土地の使用を開始した。

この建物収去到要した費用について、請求人らは不動産所得の金額の計算上必要経費に算入して確定申告をしたところ、原処分庁は家事上の経費に該当すると判断。所得税の更正処分等を行ったことから請求人らが取消しを求めて争いとなった。

建物の収去費は請求人らが自ら負担するほかなかった

原処分庁は、「請求人らが賃貸していた土地は、本件土地賃貸

借契約が終了した以後、請求人らの不動産所得を生ずべき事業の用に供されていない。各建物も取り壊されるまで、その所有者は相続財産法人であり、請求人らが所有したり貸し付けたりしたことはないから、請求人らの不動産所得を生ずべき事業の用に供されていない資産といえる」、「請求人らが各建物収去費を支払ったのは、相続財産法人が負担すべき収去費用を立て替えたものにすぎない」などとして、所得税法第45条第1項の家事上の経費に該当するとした。

これに対して裁判所は、「請求人らは、一連の法的手続を執ることにより賃料を支払わない賃借人から本件土地の明渡しを受け、それと並行して新たな賃借人への貸付けに取り掛かり、また、この間、本件土地を賃貸業務以外の用途に転用したことをうかがわせる事情も認められないことからすれば、本件土地の貸付けに係る業務は、賃貸借契約終了後、本件各建物の収去到至るまで継続していたものと認めら

れる」と指摘。

加えて、「請求人らは、本件土地から収益を得る業務を遂行するには、各建物を収去する必要がある、その費用について自らが負担することを想定して法的手続を遂行し、各建物収去費を支出したところ、実際にも賃借人は無資力であり、当該支出の時点において請求または事後的に求償しても、およそ回収が見込めない状況にあったのであり、客観的にみても、各建物収去費は、請求人らにおいて自ら負担するほかなかったものと認められる」と判断。各建物収去費の支出は、請求人らの不動産所得を生ずべき業務と直接関係し、かつ、業務の遂行上必要なものであったといえるから、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することができるとした。

（令和元年9月20日裁決）

がん治療の多様化と長期化にも対応し、
幅広くまとめて保障するがん保険。

NEW

**アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in**

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

〈生きるためのがん保険 Days1 ALL-in〉の3つの特長と保障内容

特長1 治療費

多様化するがん治療をまとめて保障します。
また、**長期にわたる治療費**もしっかりと保障します。
三大治療（手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療）や
緩和療養など、がん治療は多様化しています。
また、抗がん剤・ホルモン剤治療は長期化することもあります。

特長2 治療関連費

入院時の差額ベッド代や病院までの交通費などの
治療関連費も保障します。
治療関連費の経済的負担を気にすることなく、
治療に専念することができます。

特長3 付帯サービス (ダックのがん治療相談サービス)

訪問面談サービス^(*)で、がん告知直後の不安から治療選択、治療中の悩みなど、がんに対する幅広い悩みを**無償**でサポートします。

そのほかにも、セカンドオピニオンなど良質な情報が得られるサービスもあります。

(※) 面談場所は、病院やご利用者さまの最寄り駅近くの喫茶店など
ご自宅以外の公共の場所で事前に相談して決められます。

- ・ 付帯サービスは(株)法研、リーズンホワイ(株)、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- ・ 無償の範囲を超えるご利用は、有償となります。
- ・ その他、詳細につきましては、アフラックオフィシャルホームページをご確認ください。

URL <https://www.aflac.co.jp/cancerservice/>

保険期間:終身(治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金、外見ケア給付金は10年)
がん保険については保障の開始まで待ち期間(保障されない期間)があります。

		お支払いする金額		保険期間	
治療費に備える	治療給付金	所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けた月ごと		10年満期	
		特約給付金額10万円の場合		自動更新	
	がん先進医療給付金(*)	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額(通算2000万円まで) (上記に加えて、がん先進医療一時金(*)1年間に1回を限度15万円)			
治療関連費に備える	診断給付金	一時金として 1回限りがん	50万円	1回限り 上皮内新生物	5万円
	特定診断給付金(*)	一時金として 1回限りがん	50万円		
	複数回診断給付金	一回につき がん	50万円	上皮内新生物	5万円
	入院給付金	一日につき	10,000円		
	通院給付金	一日につき	10,000円		
さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化					
プラス	外見ケア給付金(*)	①顔・頭部の手術 ②手足の切断術 ①②各1回ずつ		20万円	頭髪の脱毛症状 1回限り 10万円
				10年満期 自動更新	

**特定保険料
払込免除^(*)** 入院や通院が所定の条件に該当したとき
以後の保険料はいただきません（保障は継続します）

●治療給付金は**5万円**から設定できます。●入院給付金日額・通院給付金日額**5,000円**も選択できます。
※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。(※)上皮内新生物は、保障の対象外です。

詳しくは「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。

納得した治療方法の選択ができるよう、相談できる専門家たちのサポートが受けられます。

訪問面談サービス(フォローコール付)

無償 ◎初回の面談(約2時間)
◎面談後のフォローコール2回(1回30分)
(無所の範囲を超える場合は、有償となります)

5年以上の臨床経験とがんの知識を持った看護師である「がん患者専門カウンセラー^(*)」が患者さんやご家族の疑問・悩みなどを踏まえて病気の解説などを行い、納得した医療が受けられるようサポートします。^(*)株式会社 法研独自の呼称です。

専門医紹介サービス

ベストドクターズ[®]・サービス(プレミアタイプ)

- ◎1回につき原則1名を紹介
- ◎複数回ご利用可能
(検査や治療等にかかる費用は、ご利用者負担となります)

専門分野の医師同士による相互評価で選出された「ベストドクターズ」の中から、ご利用者様に最適な医師を選び、診察受け入れの承認を得てご紹介します。Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

これらのサービスの他にご利用いただけるサービスがあります。詳細はアフラックオフィシャルホームページURL:<https://www.aflac.co.jp/cancerservice/>をご覧ください。

資料請求書	生きるためのがん保険Days1 ALL-in		日税グループ 株式会社 共栄会保険代行 TEL 0120-922-752 FAX 0120-922-753  bestplan@nichizei.com			
	フリガナ		支 部 名	支 部		
	お名前		生年月日	T・S・H	年	月 日
			電話番号	-	-	
ご住所	〒 都道 区町 府県 市村		携帯電話からも 資料請求できます 			

10690015(07)

皆様大切な個人情報を引き続き
厳重にお守り致します。
株式会社共栄会保険代行
認定番号:10690015(07)

日税グループ
 〈募集代理店〉 **株式会社共栄会保険代行** 〈全国税理士共栄会保険取扱代理店〉
 〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階 TEL: 03-3340-5533
 〈引受保険会社〉 **アフラック** 東京総合支社
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエストビル 17 階 TEL: 03-3344-1580

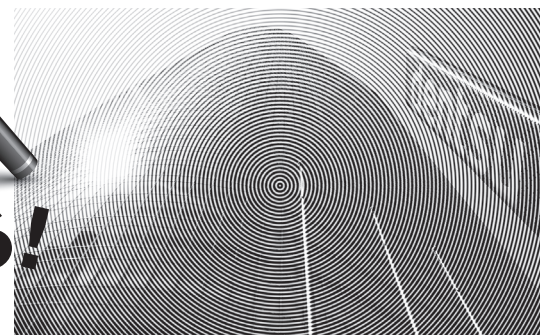
【個人情報のお取り扱いについて】●このご記入頂きました個人情報につきましては、当社が委託を受けている保険会社の各種商品やサービスのご案内・ご提供以外に使用することはありません。また、サービスに必要な個人情報の全部または一部をご記入いただけない場合は、各種サービス等のご利用をお断りする場合がございます。●お客様の事前の同意なく第三者に提供することはありません。●個人情報に関わる問合せや訂正につきましては、お手数をお掛けいたしますが、下記担当までご連絡ください。※当社の個人情報をお取り扱いについては、www.nichiei.com/khd/index.html 第2章 個人情報 1.02項目様式会社 共済会保険代理 業務管理部 課 T163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新居ビルタワー29階 TEL: 03-3340-5533 FAX: 03-3340-6498

『日税ジャーナルオンライン』で好評連載中!

公益法人・非営利法人の税務事件簿

トラブルは現場で起きている!

田中 義幸 公認会計士・税理士

苦境に立つ旧公益法人を尻目に
コロナ対策事業に沸く電通系法人

一般社団法人サービスデザイン推進協議会という民間団体が話題になっています。2兆3,176億円もの莫大な持続化給付金の執行を経済産業省から委託され、委託事務費として約769億円が支払われるとされている団体ですが、大手広告代理店の電通や人材派遣のパソナなどによって2016年5月に設立されています。この4年間に経産省から14事業、総計1,576億円もの委託を受けているというのですから、青息吐息の団体にとっては羨ましい限り。

かつて、国や自治体からの委託等により、行政に代わって事務・事業を行ったり、行政から補助金・委託費等の交付を受けて事業を行っている公益法人を、行政委託型公益法人と呼んでいました。もともとは行政機関その

ものが行うよりも事業の効率化が図れるという趣旨で推進されたのですが、実際には無駄や非効率が生じていたり、天下りの温床になっているとして2000年12月に行政改革大綱が掲げられ、公益法人改革が行われました。

その結果、2008年から誰でも簡単に設立できる一般社団法人、一般財団法人制度が作られ、それが公益認定を受けて公益社団法人や公益財団法人になる今の制度になったのですが、その過程で、国からの委託費や補助金については、「事業仕分け」などで大きくメスが入れられ、事業の廃止や縮小によって、かつての行政委託型公益法人は厳しい状況に追い込まれることとなりました。削られた委託費と補助金だけで運営していくのは難し

く、基本財産を取崩しながら何とか存続しているという法人も少なくありません。

そうした中で、全国各地の自治体から駅前駐車場などの管理を委託されていた一般社団法人が2020年3月に破産して、広島市、愛知県、鳥取県米子市などでトラブルが発生、埼玉県狭山市などでは3千万円の損害が生じていることがわかりました。この法人は、一般社団法人日本駐車場工学研究会で、旧建設省の天下り法人の一つとされています。1966年に社団法人として設立されていますから、旧公益法人です。公益法人改革を生き延びて、一般社団法人として再出発したものの、存続は思うに任せなかったということでしょうか。

最新の税務情報や
業界動向が分かる!



日税ジャーナルオンライン

検索

日本税協連・日税ビジネスサービスの共催研修
日本税理士協同組合連合会セミナー

POINT



安全・安心な環境でしっかり学べる!

税理士業務に広く共通するテーマが 続々登場!

8月27日(木) 13:30~16:30 インターネットライブ
相続した株式を発行会社へ譲渡する
取引に纏わる実務の取扱い 講師: 齋藤 雅俊 氏

9月16日(水) 13:30~16:30 インターネットライブ
事業廃止のタイミングについて
税コストからみた最適解 講師: 伊藤 俊一 氏

受講料 (いずれも税込)

① インターネットライブ 6,000円

② ビデオ・オンデマンド 9,000円

※オンデマンド視聴期間

「相続した株式を発行会社へ譲渡する取引に纏わる実務の取扱い」
2020年9月2日(水)~2020年9月15日(火)「事業廃止のタイミングについて税コストからみた最適解」
2020年9月24日(木)~2020年10月7日(水)◎日本税理士協同組合連合会セミナーは、税理士会研修細則
第2条第1項第5号の日税連関連団体の研修となります。

〈セミナーの受講方法〉

① 研修内容の確認

日本税協連、日税ビジネスサービスのホームページ
(HP) で確認できます。

② 研修申込み

日本税協連のHP及び日税ビジネスサービスのHP
からも手続きできます。日税ビジネスサービスの研修サイト『日税フォーラム』
に移動しますのでそちらで受講の申込みを行います。

※初回のみ会員登録が必要(登録は無料)。

※受講料は事前支払い。

③ 研修受講

マルチメディア受講(ライブ・オンデマンド受講)
日税ビジネスサービスの研修サイト『日税フォーラム』
で受講します。

④ 受講記録の登録

研修会の受講記録の登録手続きは主催者側で行います
(申請は不要)。

日税ジャーナル

2020年・夏号
(年4回1月・4月・7月・10月発行)日税グループの
ホームページ <https://www.nichizei.com/>発行: 日税グループ 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階
TEL: 03-3340-6494 FAX: 03-3340-6495

本紙へのご意見・ご要望は、企画広報室へお願いします。 TEL: 03-3340-4488